

らしんばん

議会報告

令和4年12月議会号



発行日 / 令和4年12月31日

発行：静岡県議会議員 鈴木すみよし事務所

ハイライト
(目次)

1. 県議会12月定例会開催(概要説明) P1
2. 常任委員会(産業委員会)の論戦から P2
3. 盛土対策とメガソーラー設置開発の課題 P2
4. 医療従事者の拡充に向けて課題と対策 P3
5. 静岡県監査委員としての取組 P3
6. 議会外の視察・研究報告・国への意見書 P4
7. 地域の課題と進捗状況(各地の要望等から) P4

ハイライト



会派の有志で、富士山静岡空港に就航しているチャイナエアラインの台北支社を訪問。早期再開を要望した。



3年ぶりの常任委員会視察を実施。長崎県総合水産研究所にて魚介類の種苗研究の現場で研修した。



3年ぶりに開催された「ふじのくにCNF総合展示会」には、CNFを素材とした、コンセプトカーが展示された。



不二聖心女子学院高等学校への出張出前講座に講師として出席。男女共同参画をテーマに意見交換。



吉原地区安全大会のパレードに横断幕を持って参加。県警音楽隊やカラーガード隊とともに、市民にアピール。



私の縁で東京2020オリ・パラ組織委員会会前会長の橋本聖子氏を招き、市主催の講演会を実現。

1. 県議会12月定例会開催(概要説明) 【12月1日～12月21日まで】

9月の台風15号に伴う記録的大雨による災害では、発災当初において、電気や水道などのライフラインが停止し、孤立集落の被災情報の集約や支援などに課題がありました。この反省を踏まえ、市町との連携強化のため、県職員による市町支援機動班を新たに設置し、現地での情報収集や災害対応支援にあたります。

物価高騰対策は、食料や原材料、エネルギーなどの価格高騰が長期化し、先行きが不透明です。12月補正では国の関連する支援策に対応した補正予算案を生かし幅広い分野への支援策を盛り込みました。

新型コロナウイルス感染症対策は、感染者数が増加傾向で今後に対応するため、外来診療の更なる体制強化を行い発熱等診療医療機関157施設で診療時間延長などの対応します。また、入院病床については、コロナ医療の最大確保数は833床とし、通常医療との両立を図っています。これから、インフルエンザと同時流行のリスクが高まるため、両ワクチン接種を行うとともに、徹底した感染要望対策が求められています。

保育施設等の安全管理対策は、県内の送迎バスを利用する270全ての同様施設に対し、立入を実施し、安全管理確認や改善指導を行いました。さらに県では、「教育・保育施設における子どもの車両送迎に係る安全管理指針」を策定し、再発防止に努めています。

地震津波対策は、今年度末に10年計画で進めてきた施策が終了するため、さらに2025年度まで延長する次期計画を策定し、想定犠牲者を8割減災から9割減災に引き上げるなどの対策が講じられます。県民自らがつくる「わたしの避難計画」の普及のほか、早期避難意識の向上、自主防災組織の強化などが図られます。

盛土対策では、熱海市の土砂災害現場では、未だに残っている土砂について、前土地所有者が撤去等の命令に従わないため、県が行政代執行を行うことになりました。また、他の県内の不適切な盛土については、監視・指導を徹底し、指導に従わない行為者の摘発などに努め、安全対策を講じていきます。

私のライフワークである、CNF(セルロースナノファイバー)プロジェクトは、感染症の影響により中止されていた「CNF総合展示会」が3年ぶりに富士市で開催され、出展者数、商談数、応用製品数のいずれも過去最大となり、産官学で取り組み環境経済に資する新しいビジネスモデルが着実に加速化しています。

観光産業の回復に向けた取り組みでは、観光促進事業などにより回復基調が見られます。訪日客の増加を期待し、インバウンド需要を高める取り組みを積極的に進め、早期の回復につなげていきます。

これに関連し、**富士山静岡空港運航便の回復**について、国際便の早期再開に向け、航空会社に直に働き掛けるなど、今後も努力を重ねていくことが重要です。

令和3年度決算審議は、賛成多数で可決しました。

今年度は、県議会産業委員会委員・静岡県監査委員に就任



2. 常任委員会(産業委員会)の論戦から(質問項目概要)



産業委員会での質疑の様子。本会后と異なり、質問回数に制限はなく、納得するまで質問が繰り返される。事前の下調べが重要。

当委員会に付託された案件は「令和4年度静岡県一般会計補正予算」外5件及び「(仮称)函南太陽光発電事業計画の林地開発許可の取消しを求める請願」1件です。

経済産業部及び労働委員会関係では、委員から、中小企業等物価高騰対策緊急支援事業費助成について、申請システムに事前登録のあった1万1,000件余の業種、地域別の登録状況及び申請額の合計が予算額を超えた場合の対応についてただしたところ、当局から、業種はサービス業、製造業、卸小売業、建設業等多岐にわたっており、県内東部、中部、西部の登録状況に偏りはない。予算額を超えた場合は、今後の受付状況をみながら事業者の立場に立って適切に対応していくとの答弁がありました。

次に、しずおか食ベトクキャンペーンの電子食事券の現時点での販売及び利用の実績並びに12月10日の利用一時停止に係る対応についてただしたところ、プレミアム分を含めた発行総額100億円のうち12月12日時点の販売額は約65億円、利用額は43億円であり販売額に対する利用額の割合は66%程度になっている。利用一時停止に係る対応については、利用停止中にほかの決済手段で支払いを行った利用者に対し、利用金額を口座に振り込み保有している食事券残高から利用金額を差し引くこととし、LINEメッセージの発信にかかる経費及び振り替え手数料の合計約230万円は受託事業者が負担するとの答弁がありました。

そのほか、●キンメダイのTAC(漁獲可能量)管理に

ついての最近の動き●バイ・サイズオカ送料無料キャンペーンの県が負担する経費などについても質疑等がありました。

また、6月定例会で採択された請願の求めに応じ、継続して調査を行ってきた許可に関し、(仮称)函南太陽光発電事業計画の林地開発の許可に関する調査結果に基づく委員会としての統一見解の概要について報告がありました。それによると、事業地周辺の「水害の防止」について、

・柿沢川の狭窄部に関し河川管理者である県の同意を得る手続きがなされていない。

・林地開発許可の申請書の集水区域等の面積に誤りがある。

以上から、許可申請時点においても現時点においても県が定めた審査基準を満たしていることが確認ができないという審査上の瑕疵があると言えるとの結論に至りました。また、許可の取消しを求める地元住民から今定例会に提出された請願を踏まえ、今後も調査を継続していくこととしました。

企業局関係については、電力会社とユーザーが連携して電力使用量を調整する仕組みである電力デマンドレスポンスの取組に関し、給水に支障が出るおそれがある場合の対応、他施設での検討状況及び他県での取組状況についてただしたところ、契約では節電要請を断ってもペナルティーはなく、貯水状況によっては要請を断り給水を最優先に行う。現在実施している駿豆水道等のほか遠州水道においても取水場から都田浄水場に送るポンプの運転で導入を検討している。本県を除く東海3県での取組実績はないが、本県の取組は非常に有効と考え広く情報発信しており、業界紙などで取り上げられているとの答弁がありました。

そのほか、●富士大淵工業団地に関し、進出企業6社のうち2社が辞退したことについての所見及び企業誘致における富士市への協力内容、●牧之原荻間工業用地造成事業の事業期間が10年と長期にわたる理由などについても質疑等がありました。

付託案件は全員一致をもって原案どおり可決すべきもの、請願は全員一致をもって採択すべきものと決定しました。

3. 盛土対策とメガソーラー設置開発の課題

盛土条例は、条例が施行された今年7月以降、多くの県民から意見や要望が寄せられ、課題の検証と必要な見直しを進めています。その内容は、

土地分析調査は、調査するサンプル数を減らすなど、環境基準への適合の確認手続を見直す。残土処理施設は、建設発生土の処理に関する基本方針の策定に着手し、その中で県内の残土処理施設等の必要性や県の支援のあり方などを検討する。また、許可業務が遅延することがないよう、出先機関も含めた組織体制の拡充を検討する。

盛土条例の県内一律の規制に関しては、今後、国が施行する盛土規制法では区域を指定して規制を行うことになり、国が示す方針の詳細を確認して整合性を図り、条例の見直しを検討する。

函南メガソーラー問題は、県は森林法や県審査基準等に基づき、一連の審査を行い妥当と判断し、土砂流出の防止策に万全を期すことなど、15項目の条件を付して許可した。また、許可後、事業者から集水区域の誤

り等の報告があり、計画内容が審査基準に適合すると確認できるまで、工事に着手しないよう指導を徹底している。

河川管理者との協議が問題となっているが、事業者が計画内容に関する訂正書類を順次提出し、改めて河川管理者との調整を進めている。今後、調整手続を明確化するために策定した「森林開発許可申請に伴う河川管理者の同意取得に係る運用」に基づき、事業者が管理者から書面で同意を得るよう、厳正に指導する。

残土の処分については、事業者に対して工事の着手前に、全ての残土について適法な処分先を確保することや、残土処分の防災計画等について、住民等に対して丁寧に説明するよう指導を徹底する。

地域住民の同意取得については、森林法の許可要件ではないが、「説明会の開催などを通じ、地域住民の理解が得られるよう努めること」を許可条件としており、その遵守を指導していく。仮に、事業者が開発地を第三者に売却した場合については、新たな事業者に対し法等の遵守を指導していく。

しかし、函南町は県との見解の相違点を明らかにし、林地開発許可の取り消すべき事案と指摘しています。

4. 医療従事者の拡充に向けて課題と対策

令和2年3月策定の「静岡県医師確保計画」では、本県の医師偏在指標は、県全体では全国39位で**医師少数県**とされており、二次医療圏の状況は、**中東遠、富士、賀茂が医師少数区域**です。



富士・富士宮地域の医療機関・介護施設に勤務する看護師の代表と意見交換。医師だけでなく看護師不足への対応が喫緊の課題

看護の現場からも、**東部地域の医師および看護師不足や救急対応する病院の不足などが課題**として指摘されています。

この状況を踏まえ、**私が議会で質した医師確保について報告**します。

本県では**医師確保のために、「医学修学研修資金貸与事業」や「指導医招聘等事業費助成」、「医師偏在解消推進事業費助成」**などを実施しています。

このうち医学修学研修資金は9年間の県が指定するプログラムを実施することで返還免除が受けられます。この返還免除期間9年間のうち、少なくとも4年間は、県が指定する医師少数区域の医療機関で勤務することとされています。

医学修学研修資金貸与事業では、令和2年4月からの**地域枠利用者には、新たにキャリア形成プログラムが適用**されることとなりました。**地域枠制度を利用した医師は、令和6年度には50名を超え、以降毎年、数十人規模で増加する見込み**。これらの医師に対して、医師少数区域で勤務する一方、高度な専門的医療が習得できる県内大学病院での勤務時間が免除となるキャリア形成プログラムの適用について、面談等を通じて積極的に働き

かけ、医師少数区域で勤務する医師を一人でも多く確保していきたい。また、医師が不足する地域での効率的な配置を行えるよう、令和4年度、配置調整を行うシステムを構築しました。しかし、令和2年度の地域枠利用者が勤務を開始するまで、一定の期間を要することから、その間の医師確保対策が必要となります。また、医学修学研修資金制度において、利用者の勤務先として県が指定する県内公的医療機関等は、担っている役割や機能等を満たす必要があります。

県が公的医療機関として指定する条件を満たすためには、元々、医療機関内の医師数等が満たされ、研修生を受け入れることができるなど、医療環境が整っているところに限定されると考えられます。現状の仕組みでは、医師少数区域にとってはハードルが高いことが想定されます。これらの課題の解消も必要です。

今後は、地域枠制度を利用した医師の増加や地域医療の状況変化などを勘案し、有識者の意見を伺いながら、返還免除となる医療施設の拡充も含め、医学修学研修資金制度の効果的な運用を検討していきます。

私が地域によって状況が異なるため、**地域の実情に合った支援策が必要ではないか**という質問に、**県は関係する医科大学との連携により、専門研修の機会を増やす方法や、必要な医療機器の整備により、病院としての魅力自体を向上していくなど、地域に応じて様々な方法、手法が考えられるので、病院、市町、関係団体と協力しながら各地域の実情に応じた支援体制を検討していく**と答弁しています。

本県の厳しい医師不足は、新型コロナウイルス感染症により、一層の課題が表面化しています。非常時で得た教訓は、平時で解消できるようこれからも、県の対応を注視していきたいと思えます。

5. 静岡県監査委員としての取組

静岡県監査委員に就任し、本庁をはじめ県の出先機関や警察・県立学校などに出向き監査します。



知事に対して監査結果に対する意見書を提出し、説明をした。審査過程における課題など、特記すべき内容を強調して説明。

県議会議員として、監査委員からの報告を見る立場から、自らが監査しその報告をまとめていく立場になり、改めて身の引き締まる思いです。

監査委員の役割は、地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、地方公共団体の財務

に関する事務の執行及び地方公共団体に経営に係る事業の管理の監査を基本職務としています。また、必要があると認めるときは、地方公共団体の事務の執行についても監査できます。

監査委員の構成は、識見委員として常勤2名、議選委員(議会代表)として非常勤2名で構成され、議選委員の私は**任期**が令和5年4月29日までの1年間となります。委

員は、地方自治法および県条例で規定され、**議会の承認、知事から辞令**を受け決まります。

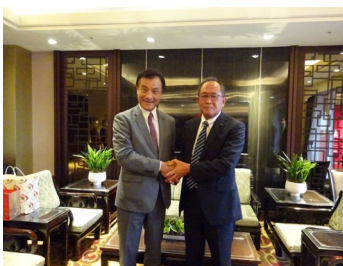
令和3年度の監査実績を見ると、定期監査(知事部局、企業局、がんセンター局、県議会、各種委員会、教育委員会、警察本部)、随時監査、臨時監査等で、544件が実施され、指摘等は114件となっています。

監査結果は、「指摘」、「注意」、「意見」の区分に整理され、組織および運営の合理化や事務・事業の適正化などの多様な観点から必要があると認められる場合は、「意見」を付し、改善や改革につながる監査を実施します。事案の重大性から特に措置を講ずる必要がある時は「勧告」して再発防止の徹底を促すこともあります。監査結果等は年5回報告します。

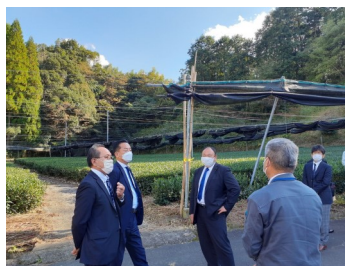
その他には、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率審査、内部統制評価報告書審査、例月出納検査、指定金融機関等の監査、住民監査請求なども含まれます。住民監査請求は、受理後、60日以内に監査結果を出すことになっています。

毎年11月頃に開催する県議会決算特別委員会には、これらの資料が提出され、審査の参考となります。

6. 議会外の視察・研究報告



台湾外交部「台湾日本関係協会」会長の蘇嘉全氏に、静岡県との交流深化を直接要請。



福岡県八女市にて、茶の生産関係者を訪問し、取組状況を調査。本県茶産業の参考とした。



県東部地区の宅地建物取引業者代表と盛土条例の課題や条例改正に向けた意見交換を実施。



富士川河口から身延までの道のりを活用し、サイクルスポーツと観光振興のトライアル事業にエール。

7. 地域の課題と進捗状況(各地の要望等から)



富土地域の茶生産農家は経営的に厳しさが増している。八女地域で取り組む有機栽培茶の生産効率向上のヒントを地元を生かす。



富士市が取り組むサイクルスポーツを活用した観光振興は、まだ始まったばかり。小さな種を大きく育てる支援が必要。



市内東部地区を走る岳南電車。経営が厳しい中、工夫して全国から注目を集めている。市は、今年度初めて県に支援を求めた。



新型コロナウイルス感染症は、3年間、各地の行事を拒んだ。今年は郷土芸能を披露する秋祭りが行われ、明るい展望に期待。



地元で3年ぶりに開催された文化祭にて。展示作品を前に、地域の皆さんと再会を喜び、久しぶりの会話を楽しんだ。



松野地区で開催された文化祭に、ウクライナ支援の市民ブースが出店。熱心な姿に心が打たれた。平和のありがたさを実感。



台風被害を受けた松野地区中河原川を市の職員や地元まちづくり役員と現地調査。県として今後の防災対策に生かすべき機会に。



富士市内では珍しい農業用ため池を視察。近年の大雨による越水や地震による崩壊など、事前調査で予防策を講じることが重要。

◆12月議会で議決した国へ提出される意見書

- ① 防災・減災、国土強靱化のさらなる推進を求める意見書
- ② インバウンドの回復に向けた支援を求める意見書
- ③ フリースクール等を利用する不登校児童生徒に対する支援を求める意見書
- ④ 地方における高速通信環境の整備促進に関する意見書
- ⑤ 帯状疱疹ワクチンの接種に対する助成及び定期接種化を求める意見書

♥ホットなつぶやき

私のブログ投稿回数が2800回に達しました。ほぼ毎日1回は、その日の出来事から1テーマを記事として載せています。始めた当初は、1か月以上放置していた時がありましたが、ある一読者の女性から、発信し続けることが重要であり、継続していくことを進言されました。それ以来、特別なことがない限り続いています。

この3年間、新型コロナウイルス感染症の影響により、直接お会いできる機会が激減しましたが、ブログのおかげで私の様子をお伝えできたことは幸いです。

県政相談窓口 ♥お気軽にどうぞ!

地域の課題、道路・河川等の整備等についてのご相談窓口です。ご相談いただいた内容については、必要に応じ関係機関と調整しますが、内容に応じてお時間がかかることもありますので、ご容赦下さい。



今宮地内の県道どうしの交差点。手前にカーブがあり、交差点に気付かず事故の発生を懸念する声があり改善を要望。検討中。



市民生活を支える技能者の晴れの姿に感動。敬意を示すとともに、技能継承と後継者の育成など、今後の活躍を期待したい。

発行者：静岡県議会議員 鈴木すみよし事務所
「県政相談窓口」および「らしんばん」連絡先

静岡県富士市比奈1418番地の2〒417-0847
☎ 0545-34-0683 FAX.0545-38-0070
メールアドレス himena@tokai.or.jp
ホームページ <http://sumiyoshi.info/>
ブログ <http://blog.goo.ne.jp/sumiyoshi1956/>

